

第6期北塩原村障がい福祉計画
第2期北塩原村障がい児福祉計画
(令和3年度～令和5年度)

令和3年3月

北 塩 原 村

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の基本理念	3
4	計画の期間	3
5	計画策定の体制	3
6	計画の推進体制	4
7	アンケート調査の実施	5
8	障がい福祉サービスの体系	7

第2章 本村の障がい者の現状

1	総人口の推移	8
2	身体障がい者の現状	9
3	知的障がい者の現状	10
4	精神障がい者の現状	10
5	教育施策の現状	11

第3章 令和5年度に向けた成果目標

1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	12
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	13
3	地域生活支援拠点等の整備	14
4	福祉施設から一般就労への移行等	15
5	相談支援体制の充実・強化等	16
6	障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	16
7	障がい児支援の提供体制の整備等	17

第4章 障がい福祉サービス等の実績と今後の見込み量

- 1 障がい福祉サービスの見込量…………… 20
- 2 必要な見込量の確保のための方策…………… 29
- 3 地域生活支援事業の実施目標…………… 30
- 4 事業提供体制の確保のための方策…………… 33

第5章 成年後見制度の利用促進

- 1 現状と課題…………… 34
- 2 中核機関の設置…………… 35

第6章 資料編

- 1 アンケート調査集計結果…………… 36
- 2 北塩原村障がい福祉計画策定及び自立支援協議会設置検討委員会名簿…………… 36

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「第6期北塩原村障がい福祉計画」（以下、「本計画」という。）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）の「すべての国民が障害の有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである。」との理念を実現するため、また、平成30年度から施行される障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、障害児福祉計画の策定が義務付けられたこと等を踏まえ、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20に基づき、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和2年厚生労働省告示第213号：令和2年3月31日改正）（以下、「基本指針」という。）に即し、地域において必要な「障がい福祉サービス」及び「相談支援」ならびに「地域生活支援事業」、「障がい児通所支援等」の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和5年度における障がい福祉サービス等に関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取組を定めるものです。

また、認知症、知的障がいその他の精神上的の障がいがあることにより財産管理や日常生活等に支障がある方を社会全体で支え合うことは喫緊の課題となっています。今後、認知症高齢者や親なき後の障がい者の増加が見込まれる中、成年後見制度の必要性はさらに高まっていくと考えられます。このような状況の中で、支援が必要な状態の方が住み慣れた地域の中で、その人らしい生活を支えていくことができるよう成年後見制度の利用の促進に関する施策を定めます。

「障害」と「障がい」の表記について

本計画において、「障害者」などの「害」の字の表記については可能な限りひらがなで表記するか、他の言葉で表現しています。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞については変更せずに、引き続き「害」の字を使っており、「がい」と「害」の字が混在する表現となっています。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」と一体的なものとして策定するものであります。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条に基づく「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」を、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」と一体的に定めることとします。

さらに、自立と共生の社会実現を目指し、障がい者が地域で暮らせるための社会作りに取り組みます。

《障がい福祉計画・障がい児福祉計画の関係》

項目	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
計画の名称	北塩原村障がい福祉計画	北塩原村障がい児福祉計画
根拠法令	障害者総合支援法 (第88条)	児童福祉法 (第33条の20)
位置づけ	障がい福祉サービス等の確保に関する計画	障がい児支援の体制整備に関する計画
計画期間	3年を1期とする。	3年を1期とする。

《成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）》

（市町村の講ずる措置）

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるとともに、成年後見等実施期間の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

3 計画の基本理念

第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画では、障害者基本法の理念や国が示した基本指針における配慮点を踏まえながら、「障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合い、人として尊厳が守られ、共に生きることのできる地域社会の実現」を基本理念としていました。

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画では、北塩原村第五次総合振興計画のビジョンにある「結」のところで支え、栄え合うくらしづくりの観点から以下を基本理念としました。

(案) 「共にふれあい支えあい、だれもが笑顔で生活できる地域社会の実現」

本計画では、障がいの有無に関係なく、地域に暮らす人々がお互いに支えながら共に生きる「地域共生社会」の理念を基本として、だれもが住み慣れた場所で笑顔で支え合い生活できる地域社会の実現を基本理念とします。

4 計画の期間

障害者総合支援法に基づく市町村障がい福祉計画は、3年ごとの計画策定が基本指針により定められています。このため、第6期北塩原村障がい福祉計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

《計画期間》

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画		
第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画		
第4期計画の実績及び障害者総合支援法・児童福祉法の改正等を踏まえ、令和2年度を目標として計画を策定。			第5期計画の実績及び障害者総合支援法・児童福祉法の改正等を踏まえ、令和5年度を目標として計画を策定。		

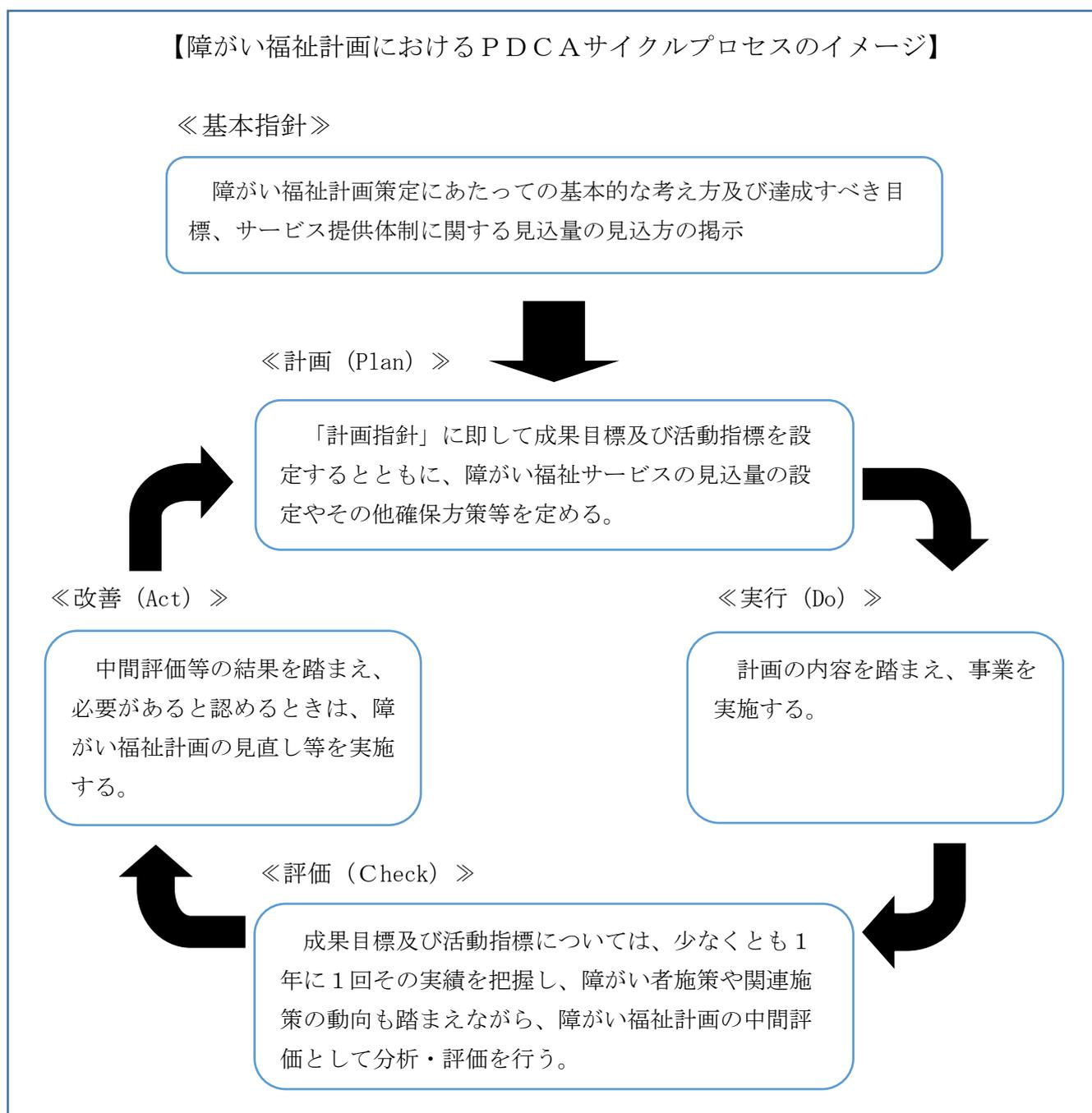
5 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、障がいのある方に「北塩原村障がい福祉計画策定に関するアンケート調査」を実施し、現状の把握、意向確認、課題を整理し策定しました。

6 計画の推進体制

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認められるときは計画を変更すること、その他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされています。

「PDCAサイクル」とは、様々な分野・領域における品質管理や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。



7 アンケート調査の実施

(1) 調査の目的

第6期北塩原村障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画を策定するにあたり、村民の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てることを目的にアンケート調査を実施するものです。

(2) 調査の対象者

①身体障害者手帳所持者	115人	計158人
②精神障害者保健福祉手帳所持者	28人	
③療育手帳所持者	11人	
④障がい福祉サービス利用者	4人	

(3) 調査実施方法及び期間

調査実施方法 調査実施期間	郵送調査（郵送による配布・回収） 令和2年6月10日（水）～7月10日（金） （令和2年7月20日（月）到着分まで集計）
------------------	--

《アンケート回収率》

	手帳所持者等	回収数	回収率
身体障がい	115人	59人	51.3%
精神障がい	28人	16人	57.1%
知的障がい	11人	10人	90.9%
障がい福祉サービス	4人	4人	100.0%
合計	158人	89人	56.4%

※回収数は89人となっています。

(4) アンケート調査対象者数の内訳

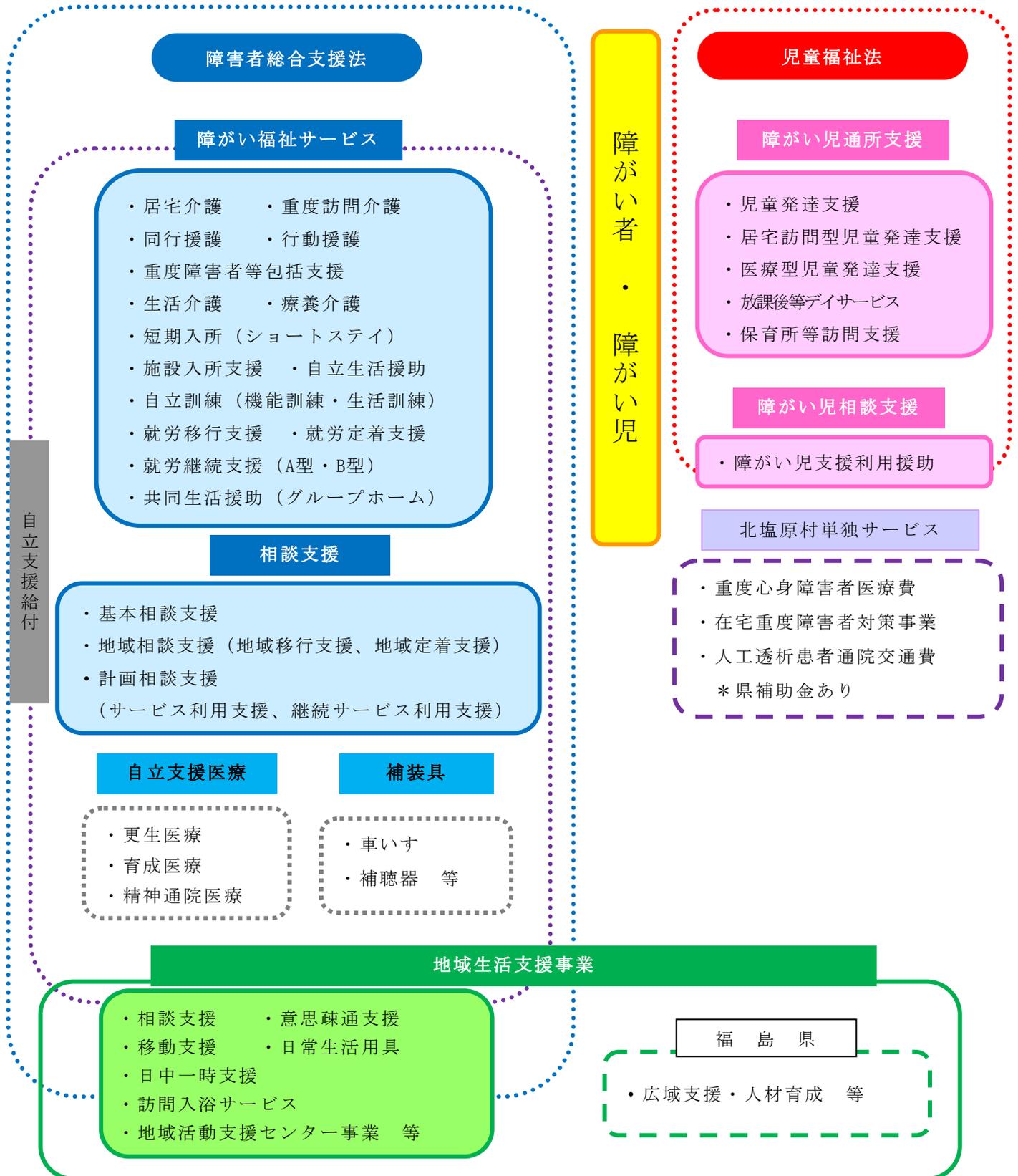
(単位：人)

行政区 県外	身体障害者 手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	障がい福祉 サービス
下吉	7	0	0	0
谷地	6	1	1	0
北山一区	6	0	2	0
北山二区	6	0	1	0
北山三区	13	0	1	1
関屋	5	0	2	0
樟	2	0	1	0
松陽台	6	0	1	0
大久保	6	1	0	0
下川前	2	0	0	0
上川前	5	2	0	0
大塩下区	4	0	1	0
大塩中区	4	0	5	0
大塩上区	6	1	1	0
桧原	2	0	0	0
金山	1	0	0	0
早稲沢	6	1	0	0
長峯	0	1	1	0
狐鷹森	3	1	2	0
曾原	4	0	4	0
剣ヶ峯	11	2	4	1
蛇平	7	1	1	0
秋元	2	0	0	0
小野川	1	0	0	0
県外	0	0	0	2
計	115	11	28	4

※県外については、村内に住所がない方を指します。

8 障がい福祉サービスの体系

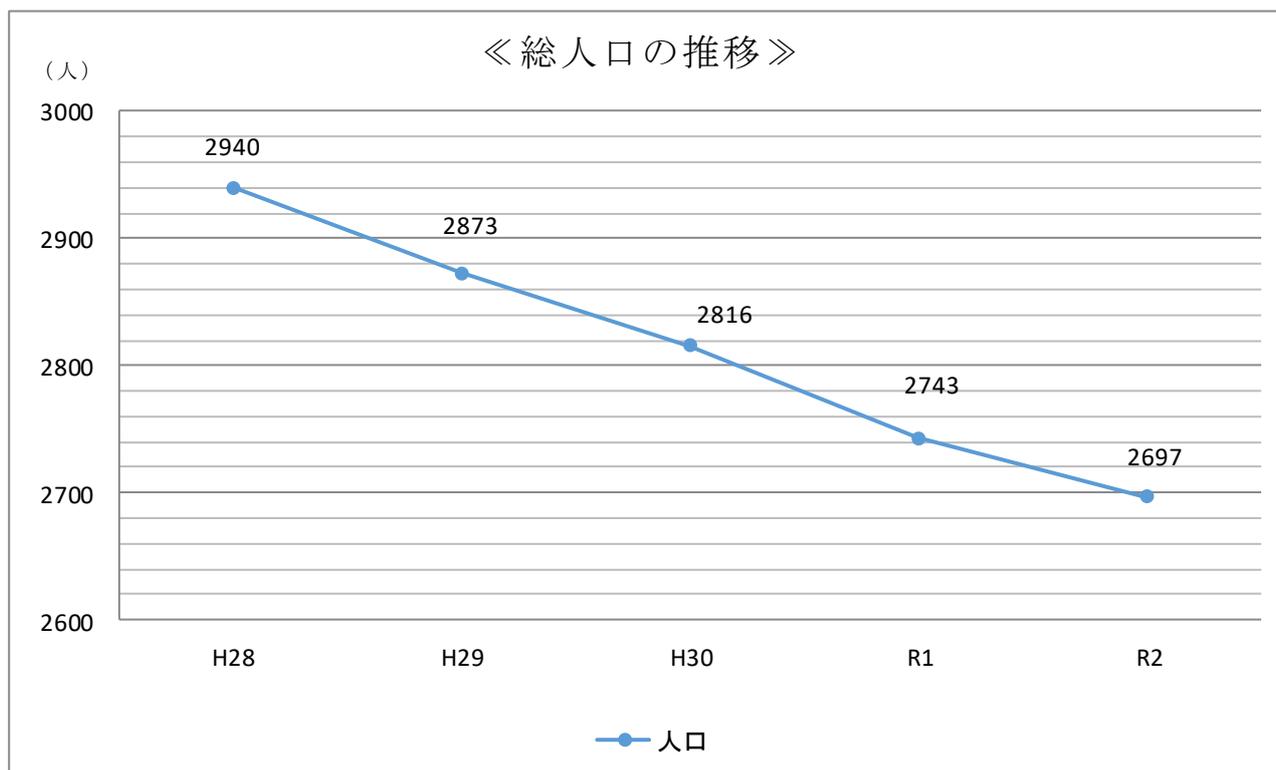
障がい者・障がい児を対象とした障害者総合支援法、児童福祉法の福祉サービス体系は、以下のようになっています。なお、一部に村の単独事業が含まれています。



第2章 本村の障がい者の現状

1 総人口の推移

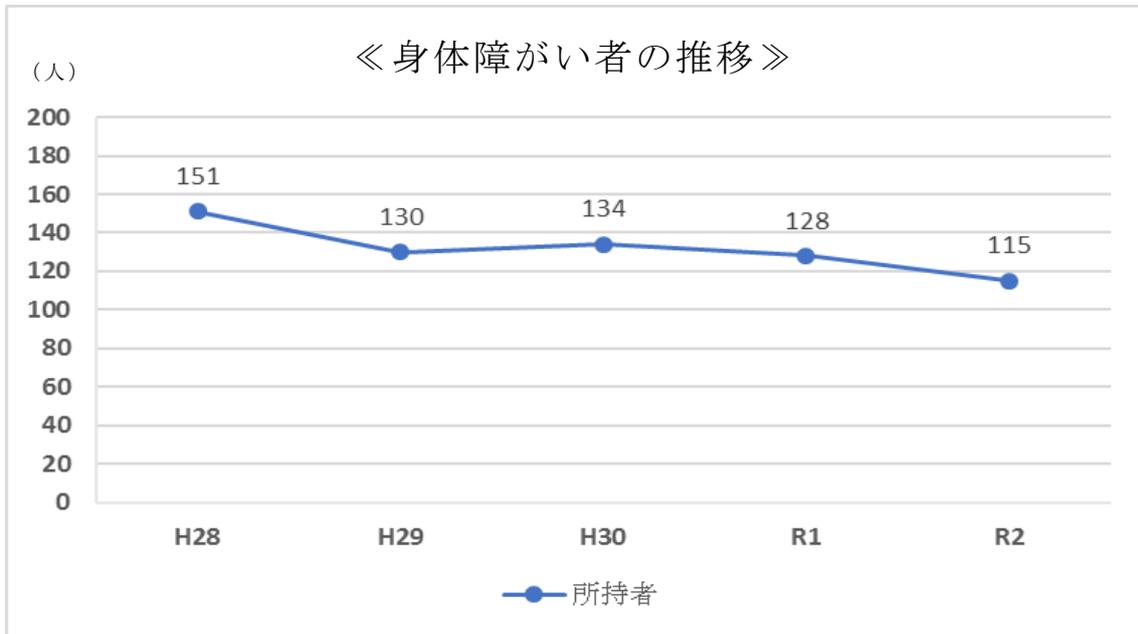
総人口については、年々減少しています。令和2年は、平成28年と比較すると、243人の減少となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

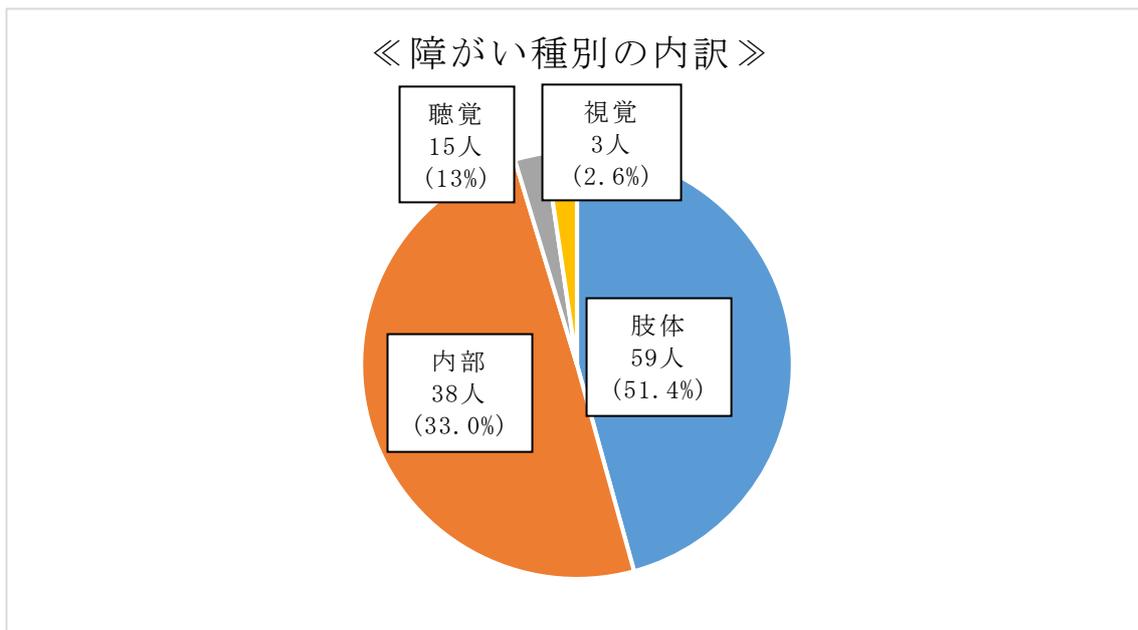
2 身体障がい者の現状

令和2年4月現在、本村の身体障がい者手帳交付者は115人であり、総人口に占める割合は4.3%となっています。平成28年と比較すると、身体障がい者手帳交付者数は36人の減少となっています。



(各年4月1日現在)

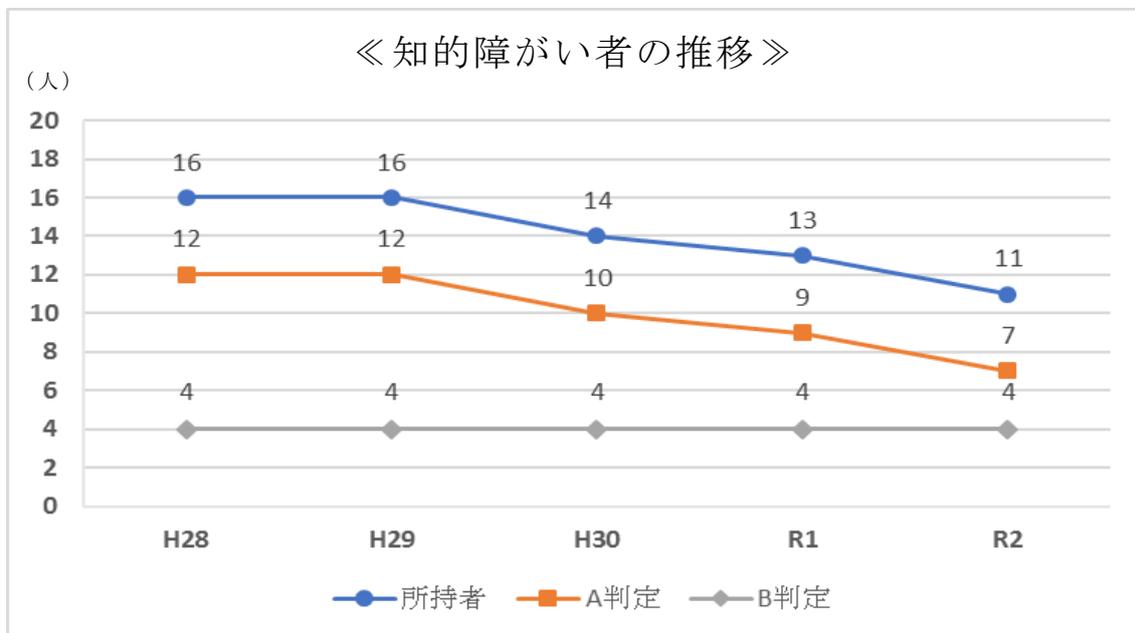
障がい種別では、肢体不自由と内部障がい者が全体の84.4%を占めています。



(令和2年4月現在)

3 知的障がい者の現状

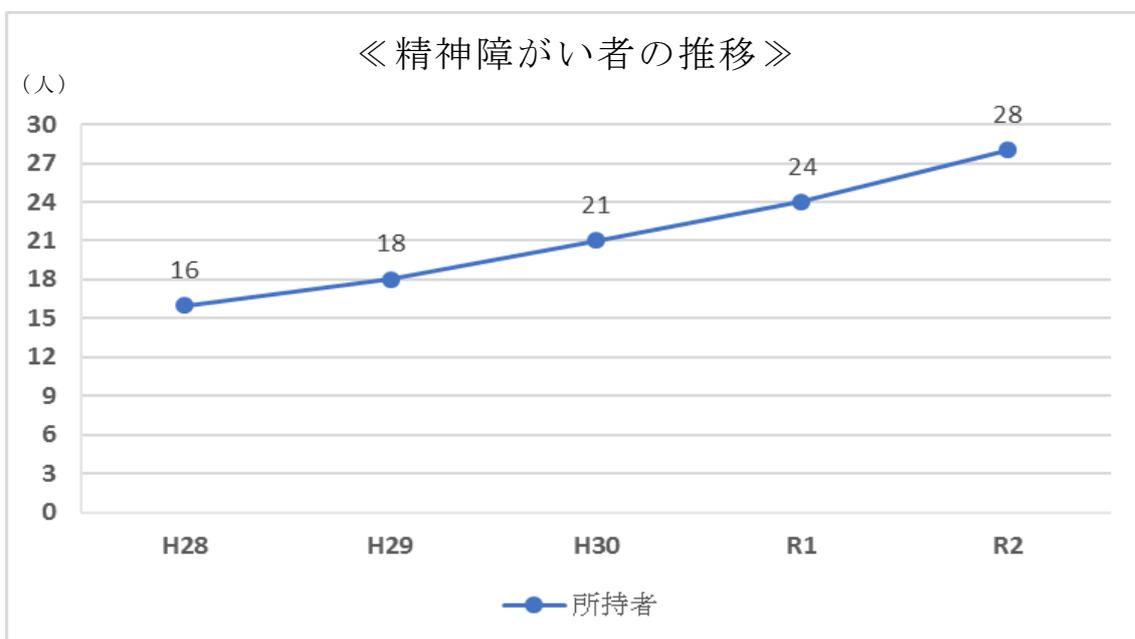
令和2年4月現在、本村の療育手帳交付者は11人であり、総人口に占める割合は0.4%となっています。若干の減少はあるもののほぼ横ばいの状況です。等級別では、重度（A判定）が63.6%、中度（B判定）が36.4%となっています。



(各年4月1日現在)

4 精神障がい者の現状

令和2年4月現在、本村の精神保健福祉手帳交付者は28人であり、総人口に占める割合は1.0%となっています。平成28年と比較すると、精神保健福祉手帳交付者数は12人の増加となっています。



(各年4月1日現在)

5 教育施策の現状

障がい等により、通常の学校において指導を受けることが不可能若しくは著しく困難、又は通常の学校における指導のみによっては十分な教育効果が期待できない児童生徒については、その能力を最大限に引き出し、社会的な自立及び参加を可能な限り実現することを目的として、障がいの種類や程度等に応じ、特別な配慮の下に、より手厚く、きめ細かな教育を行うこととしています。

①特別支援学校在籍者数

(単位：人)

学校名	小学部	中学部	高等部	合計
猪苗代支援学校	0	0	1	1
会津支援学校 (竹田病院分校含む)	0	0	0	0
合計	0	0	1	1

(令和2年4月1日現在)

②特別支援学級在籍者数

(単位：人)

学校名	在籍者数
さくら小学校	4
裏磐梯小学校	2
北塩原第一中学校	1
裏磐梯中学校	1
合計	8

(令和2年4月1日現在)

第3章 令和5年度に向けた成果目標

本項目では、国が定める「基本指針」に基づき、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」等に関する令和5年度末における数値目標を定めます。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

《国の基本方針》

○令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。

当該目標値の設定に当たっては、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

また、令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

※地域生活への移行とは、グループホームや一般住宅へ移行する者を指します。

項目	令和元年度末
施設入所者数	4人

項目	令和5年度末 目標値
地域生活への移行者数	0人 (0%)
入所者削減数	0人 (0%)

《目標値策定に当たっての考え方》

地域生活への移行及び入所者削減数については、国の指針では基準が令和元年度末時点の施設入所者数となっているため、令和5年度末時点の施設入所者数は4人を基準として判断することになります。

本目標設定に関して、今後、施設から地域移行できるか聞き取りを行った結果、重度の障害があるため地域移行は困難であると判断し、目標は0人としました。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

《国の基本方針》

- ①精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 316日以上
 - ②精神病床の1年以上入院患者数：10.6万人～12.3万人
 - ③退院率：3か月後時点 69%以上、6か月時点 86%以上、1年後時点 92%以上
- ※令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定します。

項目	令和5年度末 目標値
1年以上長期入院患者の退院者数	1人

《目標値策定に当たっての考え方》

目標値については、北塩原村において、現在8人の方が1年以上精神病院へ入院されています。アンケート調査の結果、今後の暮らしに関する質問で「自分の家やアパートで一人暮らしをしたい」との回答が、他障がいを上回っており、今後、病院と連携を図りながら、令和5年度末までに1人の退院者を見込みます。

3 地域生活支援拠点等の整備

《国の基本方針》

- 地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

項目	令和5年度末 目標値
地域生活支援拠点等の整備	近隣町村（猪苗代町、磐梯町、湯川村）と整備を行います。定期的に勉強会を開催し検証及び検討を行います。

《目標値策定に当たっての考え方》

地域生活支援拠点等については、障がいのある人の重度化・高齢化「親亡き後」に備えるとともに、障がいのある人等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障がいにも対応することができる専門性を有し、地域の生活で生じる障がいのある人等やその家族の緊急事態に対応を図るものです。

本村においては、社会資源が不足していることから、猪苗代町、磐梯町、湯川村、北塩原村の4町村で整備を行い、定期的に勉強会を開催し検証等を行っていきます。

4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 一般就労への移行者数

《国の基本方針》

- 令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上にすることを基本とする。

項目	令和元年度	令和5年度末 目標値
一般就労への移行者数	0人	1人

《目標値策定に当たっての考え方》

令和元年度の実績として、就労継続支援を10人が利用していましたが、一般就労までには至りませんでした。

しかし、アンケート調査により「収入を得る仕事がしたい」との回答が、精神障がい者及び身体障がい者共に6割以上となりました。各事業所と連携を図りながら令和5年度末までに、一般就労への移行者数及び就労定着支援事業利用者数を1人見込みます。

(2) 就労定着支援事業の利用者数等

《国の基本方針》

- 令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

項目	令和元年度	令和5年度末 目標値
就労移行支援事業利用者数	0人	1人

《目標値策定に当たっての考え方》

本村における実績については、就労移行支援サービスの利用者はいませんが、アンケート調査により「収入を得る仕事がしたい」との回答が6割以上あったため、令和5年度末の目標値については、上記のとおり目標値を設定しました。

5 相談支援体制の充実・強化等

《国の基本方針》

- 令和5年度までに、各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

項目	令和5年度末 目標値
相談支援体制の強化	令和5年度までに広域的に設定します。

《目標値策定に当たっての考え方》

アンケート調査結果により、相談支援のサービスを利用したい、ひとり暮らしの方が災害時や近所に助けてくれる人がいない等のニーズが高かったため、相談支援体制の強化として本村単独ではなく圏域又は近隣町村と連携して強化していきます。

6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

《国の基本方針》

- 令和5年度末までに都道府県及び市町村において障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

項目	令和5年度末 目標値
障がい福祉サービス等の質の向上	令和5年度末までに設定します。

《目標値策定に当たっての考え方》

アンケート調査結果により、ひとり暮らしの方が災害時や近所に助けてくれる人がいない等の回答が高かったため、相談支援体制の強化として本村単独ではなく圏域又は近隣町村と連携して強化していきます。

7 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 重層的な地域支援体制の構築

ア 児童発達支援センターの設置

《国の基本方針》

- 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域の設置でも差し支えない。

項目	令和5年度末 目標値
児童発達支援センターの設置数	0か所

《目標値策定に当たっての考え方》

現在、近隣市町村に設置されている児童発達支援センターを利用しているため、本村における設置数は0か所としました。近隣市町村や相談支援事業所と連携しながらサービスの提供に努めていきます。

イ 保育所等訪問支援を実施できる事業所数

《国の基本方針》

- 令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

項目	令和5年度末 目標値
事業所数	0か所

《目標値策定に当たっての考え方》

現在、本村においては、保育所等訪問支援事業所を利用していないため、本村における設置数は0か所としました。近隣市町村や相談支援事業所と連携しながらサービスの提供に努めていきます。

(2) 重症心身障がい児等への支援体制確保

ア 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数

《国の基本方針》

○令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域の設置でも差し支えない。

項目	令和5年度末 目標値
児童発達支援事業所数	0か所

《目標値策定に当たっての考え方》

現在、児童発達支援事業所を利用している重症心身障がい児はいませんが、今後利用する場合には、近隣市町村に設置されている主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を利用するため、北塩原村における設置数は0か所としました。近隣市町村や相談支援事業所と連携しながらサービスの提供に努めていきます。

イ 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数

《国の基本方針》

○令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域の設置でも差し支えない。

項目	令和5年度末 目標値
放課後等デイサービス事業所数	0か所

《目標値策定に当たっての考え方》

現在、近隣市町村に設置されている主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を利用しているため、北塩原村における設置数は0か所としました。なお、近隣市町村や相談支援事業所と連携しながらサービスの提供に努めていきます。

(3) 医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児に関するコーディネーターの設置

《国の基本方針》

- 令和5年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。また、医療的ケア児に関するコーディネーターを設置する。

項目	令和5年度末 目標値
協議の場の設置	1か所
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	0人

《目標値策定に当たっての考え方》

令和5年度末までに、県及び近隣市町村と連携しながら、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を「会津障がい保健福祉圏域」に設けるため、目標値を1か所といたしました。

なお、個々の障がい児に係る関係機関との連携については、随時行っていきます。

第4章 障がい福祉サービス等の実績と今後の見込み量

1 障がい福祉サービスの見込量

各年度における障がい福祉サービスの実績値及び見込量は次のとおりです。

なお、令和2年度においては、本計画策定時点で年度が終了していないため、一部推計値となっています。

(1) 訪問系サービス

《サービスの内容》

①居宅介護

居宅における入浴、排せつ、食事の介護、調理、洗濯などを行います。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者で、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の支援を総合的に提供します。

③同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行います。

④行動援護

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出の際の移動中における介護を行います。

⑤重度障がい者等包括支援

障がい程度が重く意思の疎通に著しい困難を伴う人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的にを行います。

《実績値と評価》 ※括弧内は前回計画時の見込量

サービス種別	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		人分	時間分	人分	時間分	人分	時間分
居宅介護	人/月	3(3)	人分	3(3)	人分	2(3)	人分
	時間/月	120(84)	時間分	134(84)	時間分	104(84)	時間分
重度訪問介護	人/月	0(0)	人分	0(0)	人分	0(0)	人分
	時間/月	0(0)	時間分	0(0)	時間分	0(0)	時間分
同行援護	人/月	0(0)	人分	0(0)	人分	0(0)	人分
	時間/月	0(0)	時間分	0(0)	時間分	0(0)	時間分
行動援護	人/月	0(0)	人分	0(0)	人分	0(0)	人分
	時間/月	0(0)	時間分	0(0)	時間分	0(0)	時間分
重度障がい者 等包括支援	人/月	0(0)	人分	0(0)	人分	0(0)	人分
	時間/月	0(0)	時間分	0(0)	時間分	0(0)	時間分

→ 居宅介護の利用者については、平成 30 年度と令和元年度までは、3 人の方が継続して利用する実績となりました。令和 2 年度については、1 人の方が亡くなられたため 2 人の方が継続して利用する実績となりました。

見込量よりもサービス提供時間が多かったのは、利用者の障がいの状態が重度化し介護を要する時間が必要になり、サービスの提供量に変更があったためです。その他のサービスについては、計画値と同様に利用がありませんでした。

《見込量》

サービス種別	単位	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		人分	時間分	人分	時間分	人分	時間分
居宅介護	人/月	2	人分	2	人分	2	人分
	時間/月	110	時間分	110	時間分	110	時間分
重度訪問介護	人/月	0	人分	0	人分	0	人分
	時間/月	0	時間分	0	時間分	0	時間分
同行援護	人/月	0	人分	0	人分	0	人分
	時間/月	0	時間分	0	時間分	0	時間分
行動援護	人/月	0	人分	0	人分	0	人分
	時間/月	0	時間分	0	時間分	0	時間分
重度障がい者 等包括支援	人/月	0	人分	0	人分	0	人分
	時間/月	0	時間分	0	時間分	0	時間分

→ 現在の利用者への継続したサービス提供を見込んでいます。人数が変わらず、時間が増えているのは、障がい者の介護者となっている親の高齢化が進んでいるため、緊急時の対応分を見込みました。

(2) 日中活動系サービス

《サービスの内容》

①生活介護

常時介護が必要な障がいのある人に、主として昼間、施設や事業所で入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動や生活活動の機会を提供します。

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、身体機能又は生活能力の向上のため必要な訓練を行います。

③就労移行支援

一般就労等を希望し、知識・能力の向上等が見込まれる人を対象に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

④就労定着支援

一般就労へ移行した障がいのある人が、就労にともなう環境変化による生活面の課題に対応できるように、企業や自宅への訪問等により必要な支援を行います。

⑤就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な障がいのある人に就労の機会の提供や知識及び能力の向上のために必要な訓練を行い、就労に向けた支援を行います。

A型…雇用契約に基づき、就労や生産活動の機会を提供するサービス

B型…雇用契約は締結せずに就労や生産活動の機会を提供するサービス

⑥療養介護

医療機関で機能訓練や療養に関わる介護、日常生活の世話をを行います。

⑦短期入所

居宅で介護する人が病気等の理由で、障がい者支援施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、夜間も含め施設での入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

《実績値と評価》 ※括弧内は前回計画時の見込量

サービス種別	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
生活介護	人／月	4(4)	人分	4(4)	人分	5(4)	人分
	人日／月	88(110)	人日分	88(110)	人日分	110(110)	人日分
自立訓練 (機能訓練)	人／月	0(0)	人分	0(0)	人分	0(0)	人分
	人日／月	0(0)	人日分	0(0)	人日分	0(0)	人日分
自立訓練 (生活訓練)	人／月	2(1)	人分	2(1)	人分	2(1)	人分
	人日／月	28(22)	人日分	28(22)	人日分	28(22)	人日分
宿泊型自立訓練	人／月	1(1)	人分	1(1)	人分	1(1)	人分
就労移行支援	人／月	0(0)	人分	0(0)	人分	0(0)	人分
	人日／月	0(0)	人日分	0(0)	人日分	0(0)	人日分
就労定着支援	人／月	1(0)	人分	1(0)	人分	1(0)	人分
	人日／月	22(0)	人日分	22(0)	人日分	22(0)	人日分
就労継続支援 A型	人／月	0(0)	人分	0(0)	人分	0(0)	人分
	人日／月	0(0)	人日分	0(0)	人日分	0(0)	人日分
就労継続支援 B型	人／月	8(8)	人分	8(8)	人分	8(8)	人分
	人日／月	176(176)	人日分	176(176)	人日分	176(176)	人日分
療養介護	人／月	0(-)	人分	0(-)	人分	0(-)	人分
短期入所 (福祉型)	人／月	0(2)	人分	0(2)	人分	0(2)	人分
	人日／月	0(10)	人日分	0(10)	人日分	0(10)	人日分
短期入所 (医療型)	人／月	0(-)	人分	0(-)	人分	0(-)	人分
	人日／月	0(-)	人日分	0(-)	人日分	0(-)	人日分

→ 日中活動系サービスにおいては、自立訓練（生活訓練）が、平成 30 年度から見込量よりも 1 人多い 2 人の実績となっています。その内 1 人が新規で年度途中からサービスを利用した結果であり、自立に向けた訓練を行っています。

また、短期入所（福祉型）については、見込量を計上しましたが新規及び継続してサービスを利用する方はいませんでした。

《見込量》

サービス種別	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人/月	人分	人/月	人分	人/月	人分
生活介護	人/月	5	人分	5	人分	5	人分
	人日/月	110	人日分	110	人日分	110	人日分
自立訓練 (機能訓練)	人/月	0	人分	0	人分	0	人分
	人日/月	0	人日分	0	人日分	0	人日分
自立訓練 (生活訓練)	人/月	3	人分	3	人分	3	人分
	人日/月	30	人日分	30	人日分	30	人日分
宿泊型自立訓練	人/月	0	人分	0	人分	0	人分
就労移行支援	人/月	1	人分	2	人分	3	人分
	人日/月	12	人日分	24	人日分	36	人日分
就労定着支援	人/月	0	人分	0	人分	0	人分
	人日/月	0	人日分	0	人日分	0	人日分
就労継続支援 A型	人/月	0	人分	0	人分	0	人分
	人日/月	0	人日分	0	人日分	0	人日分
就労継続支援 B型	人/月	8	人分	8	人分	8	人分
	人日/月	176	人日分	176	人日分	176	人日分
療養介護	人/月	0	人分	0	人分	0	人分
短期入所 (福祉型)	人/月	1	人分	2	人分	3	人分
	人日/月	5	人日分	10	人日分	15	人日分
短期入所 (医療型)	人/月	0	人分	0	人分	0	人分
	人日/月	0	人日分	0	人日分	0	人日分

→ 現在の生活介護の利用対象者及び就労継続支援B型の対象者と見込まれる人数で算出しました。

また、アンケート調査結果より、収入を得る仕事がしたいと回答する割合が6割以上であったため、就労移行支援サービス利用者を令和3年1人、令和4年2人、令和5年3人と見込みました。

今後の障害福祉サービス利用の希望として短期入所と自立訓練サービスの回答が多かったため、上記のように算出しました。

(3) 居住系サービス

《サービスの内容》

①共同生活援助（グループホーム）

共同生活援助（グループホーム）は、共同生活を営むのに、支障のない程度の障がいのある人に、主に夜間において、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います。

②施設入所支援

施設に入所する障がいのある人に、主として夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護等を行います。

《実績値と評価》 ※括弧内は前回計画時の見込量

サービス種別	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
共同生活援助	人／月	5(5)人分	5(5)人分	5(5)人分
施設入所支援	人／月	4(4)人分	4(4)人分	4(4)人分
自立生活援助	人／月	0 人分	0 人分	0 人分

→ 共同生活援助及び施設入所支援の実績値については、計画値と同値の結果となりました。

《見込量》

サービス種別	単位	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
共同生活援助	人／月	6 人分	7 人分	8 人分
施設入所支援	人／月	4 人分	4 人分	3 人分
自立生活援助	人／月	0 人分	0 人分	0 人分

→ 現在の利用者への継続したサービス提供を見込んでいます。施設入所支援については福祉施設入所者の地域生活への移行を目指すため令和 5 年度末までに 1 人減少すると見込みました。また、共同生活援助については、将来の地域生活への移行を目標として踏まえて勘案し、見込量を算出しました。

(4) 相談支援

《サービスの内容》

①計画相談支援

障がい福祉サービス、地域相談支援を利用するすべての障がいのある人又は障がいのある子どもを対象に、利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。

②地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人を対象に、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行います。

③地域定着支援

居宅において、単身で生活する人や同居している家族による支援を受けられない人を対象に、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応などを行います。

《実績値と評価》 ※括弧内は前回計画時の見込量

サービス種別	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	人/月	16(18)人分	17(18)人分	16(18)人分
地域移行支援	人/月	0(-)人分	0(-)人分	0(-)人分
地域定着支援	人/月	0(-)人分	0(-)人分	0(-)人分

→ 計画相談支援については、計画値を下回る実績となりました。下回った要因は、利用者が継続してサービスを利用しなかったこと、また、年度途中で利用者が亡くなったためです。地域移行支援及び地域定着支援については、実績はありませんでした。

《見込量》

サービス種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	18人分	20人分	22人分
地域移行支援	人/月	0人分	0人分	0人分
地域定着支援	人/月	0人分	0人分	0人分

→ 計画相談支援については、令和2年度の障がい福祉サービス利用者の人数及びアンケート調査結果より、相談支援サービスを利用したいとの回答が多かったため、各年度2人の新規増加人数を見込んでいます。

(5) 障がい児支援

《サービスの内容》

①児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

②医療型児童発達支援

児童発達支援及び治療を行います。

③放課後等デイサービス

学校の終了後や休校日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。

④保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

⑤児童入所支援（福祉型・医療型）

施設などに入所して、保護、日常生活の指導を受け、生活に必要な知識や技能を身につけるための支援を行います。

⑥居宅訪問型児童発達支援事業

重度の障がい児等であって、障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児の居宅を訪問し、発達支援のサービスを行うもの。

⑦障がい児相談支援

障がい児通所サービスを利用する人に、その環境やサービス利用に関する意向を反映した障害児支援利用計画を作成します。

《実績値と評価》 ※括弧内は前回計画時の見込量

サービス種別	単位	平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		実績値	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
児童発達支援	人/月	1(0)	人分	1(0)	人分	1(0)	人分
	人日/月	4(0)	人日分	4(0)	人日分	4(0)	人日分
医療型児童発達支援	人/月	0(0)	人分	0(0)	人分	0(0)	人分
	人日/月	0(0)	人日分	0(0)	人日分	0(0)	人日分
放課後等デイサービス	人/月	3(7)	人分	1(8)	人分	2(9)	人分
	人日/月	11(56)	人日分	3(64)	人日分	6(72)	人日分
保育所等訪問支援	人/月	0(0)	人分	0(0)	人分	0(0)	人分
	人日/月	0(0)	人日分	0(0)	人日分	0(0)	人日分
児童入所支援(医療型)	人/月	0(0)	人分	0(0)	人分	0(0)	人分
児童入所支援(福祉型)	人/月	0(0)	人分	0(0)	人分	0(0)	人分
障がい児相談支援	人/月	4(6)	人分	2(7)	人分	2(8)	人分

→ 放課後等デイサービス及び障がい児相談支援については、計画値を下回る実績になりました。今後は保健師や教育機関と連携を図り、障がい児支援事業所と連携を図り必要としている人に適切なサービスを提供できるよう努めていきます。

《見込量》

サービス種別	単位	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
		実績値	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量
児童発達支援	人/月	2	人分	2	人分	2	人分
	人日/月	8	人日分	8	人日分	8	人日分
医療型児童発達支援	人/月	0	人分	0	人分	0	人分
	人日/月	0	人日分	0	人日分	0	人日分
放課後等デイサービス	人/月	3	人分	3	人分	3	人分
	人日/月	9	人日分	9	人日分	9	人日分
保育所等訪問支援	人/月	0	人分	0	人分	0	人分
	人日/月	0	人日分	0	人日分	0	人日分
児童入所支援(医療型)	人/月	0	人分	0	人分	0	人分
児童入所支援(福祉型)	人/月	0	人分	0	人分	0	人分
障がい児相談支援	人/月	5	人分	5	人分	5	人分

→ 児童発達支援及び放課後等デイサービス等の利用者については、令和 2 年度の利用者と新規の利用者各 1 人を見込んでいます。

2 必要な見込量の確保のための方策

障がい福祉サービスの見込み量確保策は、次のとおりです。

(1) 住民への情報提供等

障がい福祉施策や障害者福祉会等の多様な情報について、随時、窓口や村の広報誌、ホームページを通して、対象となる住民への周知を図ります。

また、対象となる住民だけでなく、地域住民への情報提供も進めることで、福祉サービスに対する理解や啓発に努めます。

(2) 総合的な相談支援

村内に住む障がい児及び障がい者が、地域で安心して生活を送ることができる地域社会の実現に向け、自立支援協議会を設置し、関係機関のネットワークを構築します。

また、親亡き後を見据えた支援として、猪苗代町、磐梯町、湯川村、北塩原村の4町村で実施する地域生活支援拠点等整備事業の中で緊急性の高い世帯を把握し、相談支援の体制を図ります。

(3) 一般就労への移行等の推進

地域生活と就労を一体的に支援することにより、障がい者の適性にあった就労支援を推進していきます。

就労系サービスの利用者については、利用者が一般就労につながるよう、就労支援機関と一体となった取り組みを進めていきます。関係機関との連携を強化し、障がい者の一般就労に向け、施策の充実を図っていきます。

3 地域生活支援事業の実施目標

(1) 基本的考え方

障害者総合支援法第 77 条に基づき、障がい者等が有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業を推進します。

(2) 地域生活支援事業ごとの見込量

地域生活支援事業の内容と各年度における実績値及び見込量は次のとおりです。国や県の基本方針、過去のサービス利用実績等を踏まえ、地域生活支援事業の各年度における年間平均事業量を見込んでいます。

なお、地域生活支援事業の実施にあたっては、障がい者の状態だけでなく、障がい者等の介護を行う者の状況なども考慮し、障がい者等が必要とするサービスが受けられるよう配慮します。

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

《事業名と事業内容》

ア 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

障がい者等に対する理解を深めるため、広報活動、研修会等を行います。

②自発的活動支援事業

障がい者福祉の増進と共生社会の実現に向け、障がい者やその家族、地域住民等からなる団体が、地域において自発的に行う活動等を支援します。

③相談支援事業

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や障がい福祉サービスの利用に関する援助、調整等の支援を行います。

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者や精神障がい者に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図ります。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことのできる法人を確保できる体制整備等について検討します。

⑥意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため意思疎通に支障がある障がい者等に、手話通訳派遣等を行い、お互いの意思疎通の円滑化を図ります。

⑦日常生活用具給付等事業

障がい者等に対し、日常生活上の便宜を図るため、必要な用具の給付又は貸与の支援をします。

⑧手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員の養成に努めるとともに、その実現を図っていきます。

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

⑩地域活動支援センター機能強化事業

障がい者を対象に、創作的活動や生産活動の機会の提供等、地域生活を支援します。

イ 任意事業

①訪問入浴サービス事業

地域における障がい者等の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、社会との交流の促進を図ります。

②知的障がい者職親委託制度

知的障がい者を一定期間、職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えると同時に雇用の促進と職場における定着を高め、知的障がい者の自立更生を図ります。

③日中一時支援事業

障がい者等を介護している家族が、一時的に介護できない場合に、日中における支援や活動の場を確保するため、一時預かりを行います。

④福祉ホーム事業

社会復帰を希望し、住居を求めている障がい者に対し、低額な料金で生活の場を提供し、自立的な生活が送れるように援助します。

《実績値と評価》

サービスの種類		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
障がい者相談支援事業		2	箇所	2	箇所	2	箇所
成年後見制度利用支援事業		0	人	0	人	1	人
意思疎通支援事業		1	人	0	人	0	人
理解促進研修・啓発事業		0	件	0	件	0	件
日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具	1	件	0	件	3	件
	自立生活支援用具	0	件	0	件	0	件
	在宅療養等支援用具	0	件	0	件	1	件
	情報・意思疎通支援用具	0	件	0	件	0	件
	排泄管理支援用具	124	件	96	件	72	件
	居住動作補助用具	0	件	0	件	0	件
移動支援事業		0	人	0	人	0	人
地域活動支援センター機能強化事業		1	人	1	人	1	人
訪問入浴サービス事業		0	人	0	人	0	人
知的障がい者職親委託制度事業		0	人	0	人	0	人
日中一時支援事業		1	人	0	人	0	人
福祉ホーム事業		0	人	0	人	0	人

→ 障がい者相談支援事業は、基本相談部分を2か所の相談支援事業所へ委託しています。日常生活用具給付事業の中の排泄管理支援用具については、対象者の死亡により年々減少しています。

《見込量》

サービスの種類		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
障がい者相談支援事業		2	箇所	2	箇所	2	箇所
成年後見制度利用支援事業		2	人	2	人	2	人
意思疎通支援事業		0	人	0	人	0	人
理解促進研修・啓発事業		0	件	0	件	0	件
日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具	1	件	1	件	1	件
	自立生活支援用具	1	件	1	件	1	件
	在宅療養等支援用具	0	件	0	件	0	件
	情報・意思疎通支援用具	0	件	0	件	1	件
	排泄管理支援用具	84	件	84	件	84	件
	居住動作補助用具	0	件	0	件	0	件
移動支援事業		0	人	0	人	0	人
地域活動支援センター機能強化事業		2	人	2	人	2	人
訪問入浴サービス事業		0	人	0	人	0	人
知的障がい者職親委託制度事業		0	人	0	人	0	人
日中一時支援事業		0	人	0	人	0	人
福祉ホーム事業		0	人	0	人	0	人

→ 各サービスにおいて、令和5年度末までのサービス利用の状況及びこれまでの利用実績、新規サービス利用のニーズ等を総合的に勘案して必要量を見込んでいます。

4 事業提供体制の確保のための方策

地域生活支援事業の見込み量確保策は、次のとおりです。

(1) 住民への情報提供等

村内に住む障がい児及び障がい者が、地域で安心して生活を送ることができるよう、障がい福祉施策や障害者福祉会等の多様な情報について、随時、窓口や村の広報誌、ホームページを通して、対象となる住民への周知を図ります。

また、対象となる住民だけでなく、地域住民への情報提供を進めることで、福祉サービスに対する理解や啓発に努めます。

(2) サービス提供体制の確保

現在実施中のサービスについては、質の向上の促進に努めます。理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業など、これまでの実績がない事業については、利用者ニーズの把握や可能な範囲でのサービス提供事業者の確保に努めます。

第5章 成年後見制度の利用促進

1 現状と課題

本村においては、認知症、知的障がい、その他の精神上的障がいがあることにより、日常生活を支える様々な行為や買い物、財産管理が難しい事例が見られます。

認知症の発症、知的障がいの程度が重度のため、家族からの経済的虐待に至る事例など、対象者の尊厳や安全・安心を確保できないケースがあります。

このような状況の中、本村における高齢化や精神障がい者、知的障がい者の人数の推移から、成年後見制度の必要性がますます高まっていくことが考えられます。そこで、本制度の利用の促進を行う施策を定めます。

(1) 高齢化率

	高齢化率
平成29年度	32.2%
平成30年度	33.7%
令和元年度	35.1%

(各年4月1日現在)

(2) 精神障がい者、知的障がい者の人数

	精神障がい者数 (※1)	知的障がい者数 (※2)
平成29年度	18人	16人
平成30年度	21人	14人
令和元年度	24人	13人

※1 精神障害者保健福祉手帳所持者数

(各年4月1日現在)

※2 療育手帳所持者数

(3) 市町村長申立による成年後見制度利用件数

	高齢者	障がい者
平成29年度	0人	0人
平成30年度	0人	0人
令和元年度	2人	1人

(各年4月1日現在)

(4) 成年後見制度利用状況

	後見	保佐	補助	
高齢者	2人	1人	0人	3人
障がい者	0人	0人	1人	1人
計	2人	1人	1人	4人

(令和2年11月末現在)

2 中核機関の設置

会津圏域の市町村で調整し、広域でNPO法人に委託するものとします。

第6章 資料編

1 アンケート調査集計結果

アンケート調査集計結果は、別冊「北塩原村 第6期北塩原村障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画策定のための福祉に関するアンケート調査 調査結果報告書」のとおりです。

2 北塩原村障がい福祉計画策定及び自立支援協議会設置検討委員会名簿

任期：令和2年10月26日～令和3年3月31日まで

(敬称略・順不同)

		氏名	所属・役職	備考
1	学識経験者	かじやまたかし 梶山貴嗣	福島県会津保健福祉事務所 保健福祉課 専門社会福祉主事	
2		すずきときお 鈴木時夫	北塩原村民生児童員協議会 会長	副会長
3	障がい当事者等	わたなべたけひこ 渡部武彦	北塩原村身体障害者福祉会 会長	
4	障がい福祉施設	あおやぎゆりこ 青柳百合子	福島県ばんだい荘 園長	会長
5	相談支援事業者	おおたけさなえ 大竹早苗	北塩原村地域包括支援センター 所長	
6		さたけまい 佐竹麻衣	地域生活支援センターいなわしろ 相談支援アドバイザー	

第6期北塩原村障がい福祉計画
第2期北塩原村障がい児福祉計画

編集 : 北塩原村 住民課

発行者 : 北塩原村

住所 : 〒966-0485

福島県耶麻郡北塩原村大字北山字姥ヶ作3151番地

電話番号 : 0241-23-3111 (代表)

: 0241-23-3113 (直通)